

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 11 月 18 日

名古屋地方裁判所一宮支部執行係

裁判所書記官 横 井 里 香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 12 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 12 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 月 7 日 午前 9 時 50 分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 12 月 24 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 12 月 24 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 11 月 18 日から当庁物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,180,000 2,544,000	一括	636,000	42,070	0
1	1,420,000				
2	10,000				
3	1,750,000				



物 件 目 録

1 所 在 一宮市時之島字西切野
地 番 4 2 番 1
地 目 宅地
地 積 1 6 5 . 0 0 平方メートル

2 所 在 一宮市時之島字西切野
地 番 4 2 番 4
地 目 宅地
地 積 0 . 5 0 平方メートル

持分 8 分の 4

3 所 在 一宮市時之島字西切野 4 2 番地 1
家屋 番号 4 2 番 1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 8 2 . 8 1 平方メートル
2 階 6 9 . 5 6 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年10月28日

名古屋地方裁判所一宮支部執行係

裁判所書記官 鮎 川 智 也

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者及び売却対象外の共有持分を有する共有者が占有している。

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

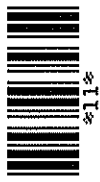
《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 一宮市時之島字西切野
地 番 4 2 番 1
地 目 宅地
地 積 1 6 5 . 0 0 平方メートル

2 所 在 一宮市時之島字西切野
地 番 4 2 番 4
地 目 宅地
地 積 0 . 5 0 平方メートル

持分 8 分の 4

3 所 在 一宮市時之島字西切野 4 2 番地 1
家屋 番号 4 2 番 1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 8 2 . 8 1 平方メートル
2 階 6 9 . 5 6 平方メートル



令和 7 年(ケ)第 13 号

令和 7 年 4 月17 日受理

令和 7 年 5 月**16** 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 一宮支部

執行官 富 田 勝 則

物 件 目 録

- 1 所 在 一宮市時之島字西切野
地 番 42 番 1
地 目 宅地
地 積 165.00 平方メートル

所有者

- 2 所 在 一宮市時之島字西切野
地 番 42 番 4
地 目 宅地
地 積 0.50 平方メートル

共有者 持分 8 分の 4

- 3 所 在 一宮市時之島字西切野 42 番地 1
家屋 番号 42 番 1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 82.81 平方メートル
2 階 69.56 平方メートル

所有者

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図 (概略) のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有して占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	南西側にカーポートが、南側中央付近に門扉が設置されている	
建物	物件 3	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☐ 床面積 :	
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類 : ☐ ある 構造 : 床面積 :	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図 (概略) のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	一宮市時之島字西切野42番地1	付近
土地	物件2	
現況地目	☒ 宅地（物件2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が更地の状態で占有している ☐ 上記の者が公衆用道路として使用し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 物件3建物は、私たち家族の居宅として使用しています。 2 物件3建物について、増改築やリフォームはしていませんが、2～3年前に玄関の天井から雨漏りが生じたことがあります。この雨漏りについては、修繕をしたため、その後は特に問題は生じていません。また、物件3建物を購入したときから、リビング・ダイニング・キッチンや和室2、縁側の天井等に雨漏りと思われる跡があります。 3 物件3建物内で、5～6年前まで、大型犬1頭を飼っていました。 4 物件1土地に関し、隣地所有者との間で境界について争い等はありません。 5 物件2土地は、自動車の出入りがしやすいように、地番42番3土地所有者との共有になっています。 6 南側隣地上のフェンスに設置されている階段は、ただ置いてあるだけなので、いつでも撤去することができます。

執行官の意見

- 1 物件1、2土地及び物件3建物の占有関係について
関係人の陳述及び現況等から、2、3枚目のとおり認められる。
- 2 物件1、2土地の現況等について
 - (1) 物件1土地は、物件3建物の敷地や駐車場等として利用されている。
 - (2) 物件2土地は、物件1土地及び地番42番3土地から前面道路へ出入りするために利用されている。
 - (3) 境界標については、土地建物位置関係図（概略）のカ、キの各点に境界標が埋設されていると思われるパイプが、ク点に金属鋸が確認できたが、これら以外は一見して確認できなかった。
 - (4) アウ間の一部を除く各境界には、フェンスやブロック、ブロック塀等が設置されている。
 - (5) 全ての境界についての簡易計測の結果は、ほぼ地積測量図のとおりであった。
 - (6) 物件1土地は、地番40番及び同41番3の各土地よりも約0.3メートル高くなっている。
- 3 物件3建物の現況等について
 - (1) 次のとおり雨漏りの跡が認められたほか、全体的に経年相当の傷みや汚れなどが見受けられた。
 - ア 玄関の天井に雨漏りの跡が認められた。
 - イ リビング・ダイニング・キッチン、和室2及び縁側の天井等に雨漏りと思われる跡が認められた。
 - (2) 洋室3及び2階トイレのドアが自重により開閉していたため、水準器による簡易調査をしたところ、建物自体が北側ないしは北東側に傾いている可能性が認められた。

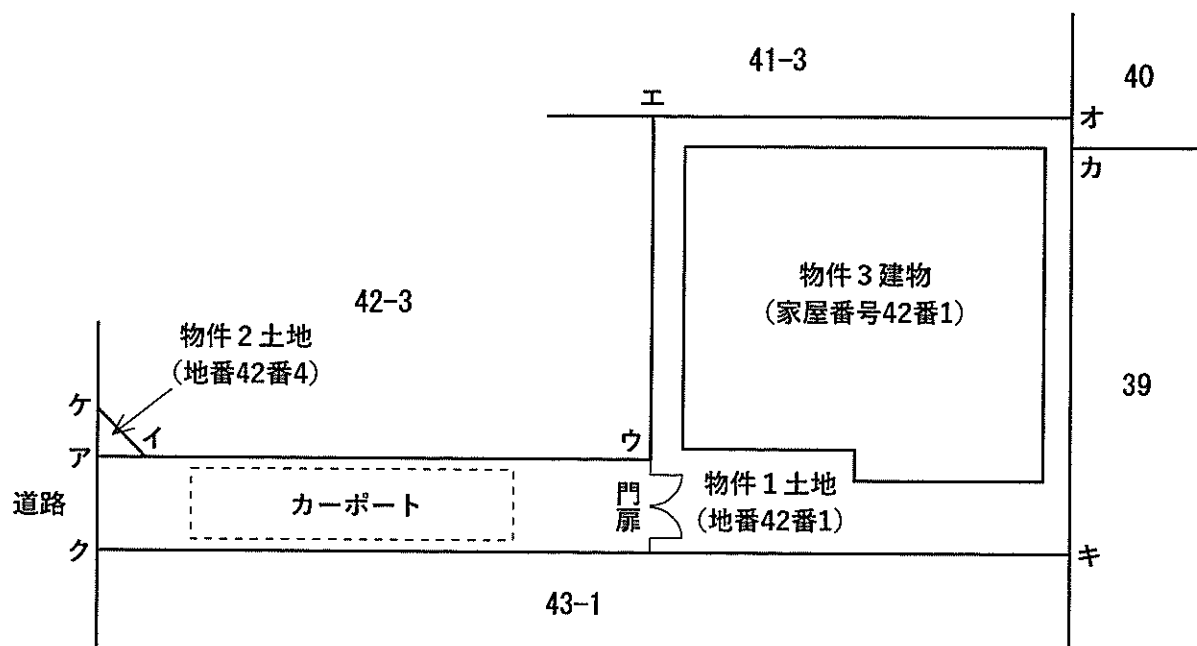
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

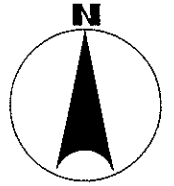
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 4月18日(金) 9:00 — 9:10	名古屋法務局一宮支局	登記記録全部事項証明書及び公図等交付申請
R7年 4月18日(金) 11:50 — 12:00	目的物件所在地	物件確認、写真撮影(外観)、占有状況調査、現況調査日程調整連絡及び照会書投函
R7年 4月21日(月) : — :	(郵便)	現況調査日連絡書送付
R7年 5月 8日(木) 9:30 — 10:40	目的物件所在地	立入調査、写真撮影(屋内外)、評価人同行、債務者兼所有者立会・聴取
R7年 5月12日(月) 10:40 — 10:50	名古屋法務局一宮支局	登記記録全部事項証明書交付申請
R 年 月 日() : — :		
R 年 月 日() : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

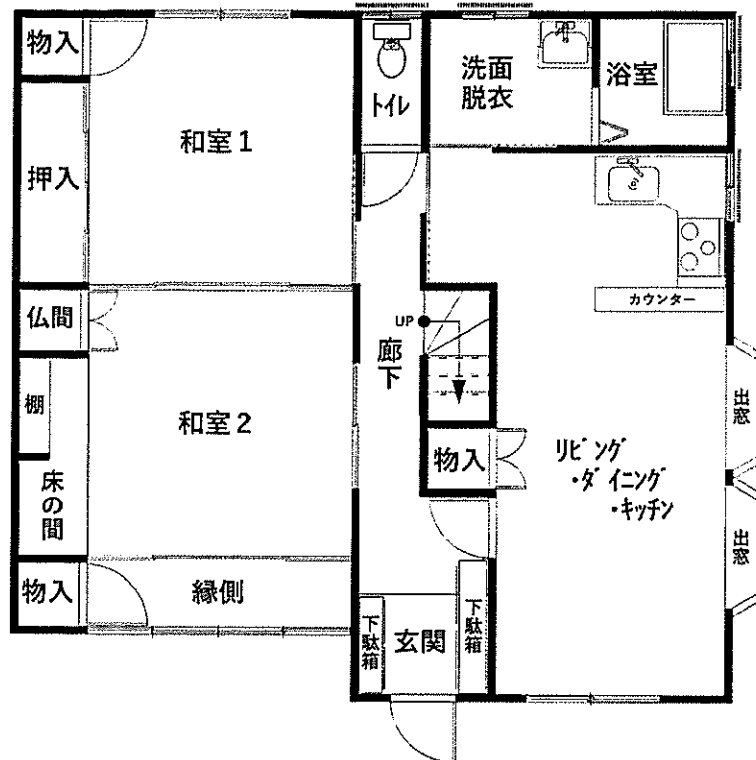
土地建物位置関係図（概略）



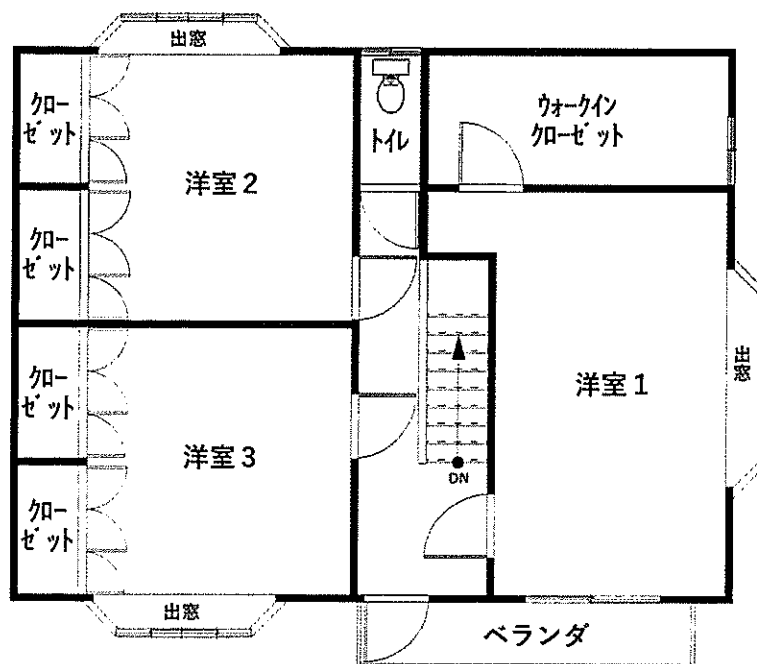
間取図 (概略)



1 階



2 階



門扉



物件3建物

① 物件3建物の外観（近景）

門扉

物件2土地



物件3建物

カーポート

物件1土地

② 物件1、2土地、物件3建物の外観（遠景）



③ 屋内の状況（リビング・ダイニング・キッチン）

縁側



和室 2

④ 屋内の状況（和室 2・縁側）

（10 枚目）



⑤ 屋内の状況（洋室1）



⑥ 屋内の状況（キッチン）



⑦ 屋内の状況（浴室）



⑧ 雨漏り跡の状況（リビング・ダイニング・キッチン）

（12 枚目）



⑨ 雨漏り跡の状況（玄関）



⑩ 雨漏り跡の状況（縁側）

（13 枚目）

令和 7 年 （ ケ ） 第 1 3 号
令和 7 年 4 月 2 1 日 受 理
令和 7 年 5 月 8 日 現 地 調 査
令和 7 年 6 月 2 4 日 評 価

名古屋地方裁判所一宮支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

松原 孝文

第1 評価額

一括価格			
金		3,180,000	円
内訳価格			
物件1（土地）	金	1,420,000	円
物件2（土地）	金	10,000	円
物件3（建物）	金	1,750,000	円

- 1 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行なうことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1及び2の土地の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行なうものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 在 地 番 地 目 地 積	一宮市時之島字西切野 4 2 番 1 宅地 165.00 平方メートル	特記事項参照
2	所 在 在 地 番 地 目 地 積 持 分	一宮市時之島字西切野 4 2 番 4 宅地 0.50 平方メートル 8 分の 4	特記事項参照
3	所 在 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	一宮市時之島字西切野 4 2 番地 1 4 2 番 1 居宅 木造瓦葺 2 階建 1 階 82.81 平方メートル 2 階 69.56 平方メートル	同左
番号	特 記 事 項		
1 ・ 2	物件 2 の土地は隅切部分であり、隣地所有者と共有し、共用している。 物件 1 の土地には、物件 3 の建物の他、路地状部分にカーポート(工作物)、路 地状部分の東端に門扉がある。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	名鉄犬山線「布袋」駅の西方約3,200m(道路距離) 名鉄バス「子どもの家ともいき前」バス停の北西方約600m(道路距離) (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	対象不動産は、一宮市東部、江南市との市境付近に位置する。周辺はやや狭小な街路沿いに、中小規模の一般住宅が見られる他、農地等も多く見られる住宅地域である。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 規 制	市街化調整区域 60% 200% — 都市機能誘導区域外、居住誘導区域外、景観計画区域(田園景観ゾーン)
画地条件(規模、形状等)	地 積 165.50㎡ 幅 約2.5m、 奥 行 約14.3m (路地状部分) 東 西 約11.0m、 南 北 約11.7m (有効宅地部分) 形 状 旗竿地 地 勢 画地内は概ね平坦である。	
接 面 道 路 の 状 況	西 側 幅員約3.6mの舗装市道(2項道路)に接面(要セットバック)。 路面との高低差 路面とほぼ等高に接面する。	
土 地 の 利 用 状 況 等	「現況調査報告書」のとおり 物件1及び2の土地は、物件3の建物の敷地として利用されている。 物件2の土地は隣地所有者と共有であり、物件1の土地の接道部分の隅切部分として共用されている。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 引込可(LPガス) 下 水 道 なし(個別浄化槽)	
土 壌 汚 染 の 可能性の調査	対象土地及びその周辺は、土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域に指定されておらず、水質汚濁防止法、下水道法に基づく有害物質使用特定施設の届出もされていない。また過去の住宅地図(平成元年、昭和60年、54年、51年、46年、40年版)によれば、物件2の土地を含め、物件3の建物が建設される以前も全体で一般住宅の敷地として利用されており、それ以前は農地もしくは未利用地であった模様であり、物件1及び2の土地が土壌汚染を発生させる可能性が高い用途に使用された履歴は確認できなかった。以上より、土壌汚染の可能性は低いと判断した。	
特 記 事 項	埋蔵文化財包蔵地に該当していない。 物件1及び2の土地はいずれも市街化調整区域に存するため、再建築等の可否については、所管官庁に確認を要する。なお、一宮市建築指導課での確認によれば、当該土地は既存宅地確認(2指令建指第3028号 平成2年6月4日)を得ている。問い合わせ窓口：一宮市役所建築部建築指導課内 愛知県防災学習システムの防災マップによると、対象不動産は南海トラフ地震(過去地震最大モデル)が発生した場合には震度6弱が想定され、液状化危険度は極めて低いとされている。また、水防法に基づく一宮市洪水ハザードマップによると、洪水時の浸水深が0.5～3.0m未満の地域に該当する。一宮市の浸水実績図によると過去の豪雨による浸水の履歴はない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成2年10月24日 新築 経済的全耐用年数 36年 経過年数 約35年 経済的残存耐用年数 約1年
仕様	構造 木造 屋根 瓦葺 外壁 吹付、トタン貼り等 内壁 クロス、合板貼り等 天井 ボード、板張り等 床 畳敷き、フローリング等 設備 電気、上水道、個別浄化槽、LPガス等 その他 特になし
現況床面積	1階 82.81㎡ 2階 69.56㎡ 延床面積 152.37㎡（増改築なし）
現況用途等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り 5LDK（附属資料「間取図」のとおり）
品等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特記事項	1階の玄関及びLDKのカウンター近くの天井、和室南側の縁側の天井、2階の東側洋室天井に雨漏り跡がある。所有者によれば現在は雨漏りしていないとのことである。 2階の洋室ドアが自然に廊下を開いてしまう程度に北東向きにやや傾いている。1階でも同様の傾きがある。 5～6年前までは大型犬1匹を飼育していたとのことである。また室内で喫煙しているとのことである。 1階の和室2部屋の梁や壁部分はペイントされている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	43,100	0.79	165.00	0.90	—	5,060,000
2	43,100	0.79	0.50	1.00	4/8	10,000

ア 標準画地価格（標準地価格等からの規準）

地価公示 一宮-34

公示価格等 43,700 円/㎡ × 時点修正 100.6 / 100 × 標準化補正 100 / 100 × 地域格差 102 / 102 ≒ 43,100 円/㎡

◇時点修正：標準地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準的画地 標準化補正：1.00

◇地域格差：街路条件1.05 交通接近条件1.02 環境条件0.95 地域格差：1.02

イ 個別格差：形状0.80 セットバック0.99 個別格差：0.79

物件1及び2は、一体利用されているため、個別格差は同一と見なした。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物の存在による減価率を10%と査定（物件1のみ）

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
3	198,000	152.37	0.02	600,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

- ・ 経済的全耐用年数 36年、経過年数約 35年、経済的残存耐用年数約 1年、観察減価及び中古住宅の市場性（維持管理の状態等 40%
- ・ 現価率 = (経済的残存耐用年数 1年 / 経済的全耐用年数 36年) × (1 - 観察減価等 0.40) ≒ 0.02

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ÷ウ
1	5,060,000	0.50	法定地上権	2,530,000
2	10,000	0.00	法定地上権及ばず	0

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。
 物件2は、建物の敷地の一部ではあるが、建物自体は土地上にないため、法定地上権は及ばないと判断した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ((1)ウ)	占有減価 修正 (円) ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ) - ウ}×エ×オ
1	5,060,000	- 2,530,000	0	0.80	0.70	1,420,000
2	10,000	- 0	0	0.80	0.70	10,000
3	600,000	+ 2,530,000	0	0.80	0.70	1,750,000
一括価格 (合計)						3,180,000

ウ 占有減価修正： 必要なし
 エ 市場性修正： 建物の築年数が経過しており、やや傾いているなど、補修にかなりの費用が見込まれるため、市場性が劣ると判断し、上記の通り市場性修正率を査定した。
 オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の競売不動産市場の特殊性等を考慮の上、競売市場修正として0.70を乗じた。

第6 参考価格資料

地価公示価格 一宮-34

所 在：一宮市春明字中石田生 4 4 番 2

価 格：43,700円/㎡

位 置：名鉄犬山線「布袋」駅の西方約2.6km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：165㎡

供給処理施設：水道・ガス

接 面 街 路：北側5.5m市道

用途指定等：市街化調整区域（建ぺい率60%，容積率200%）

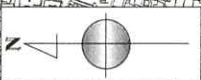
地域の概要：一般住宅、農家住宅等が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 土地建物配置図（概略）
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 建物間取図（概略）
- 7 現況写真

以上

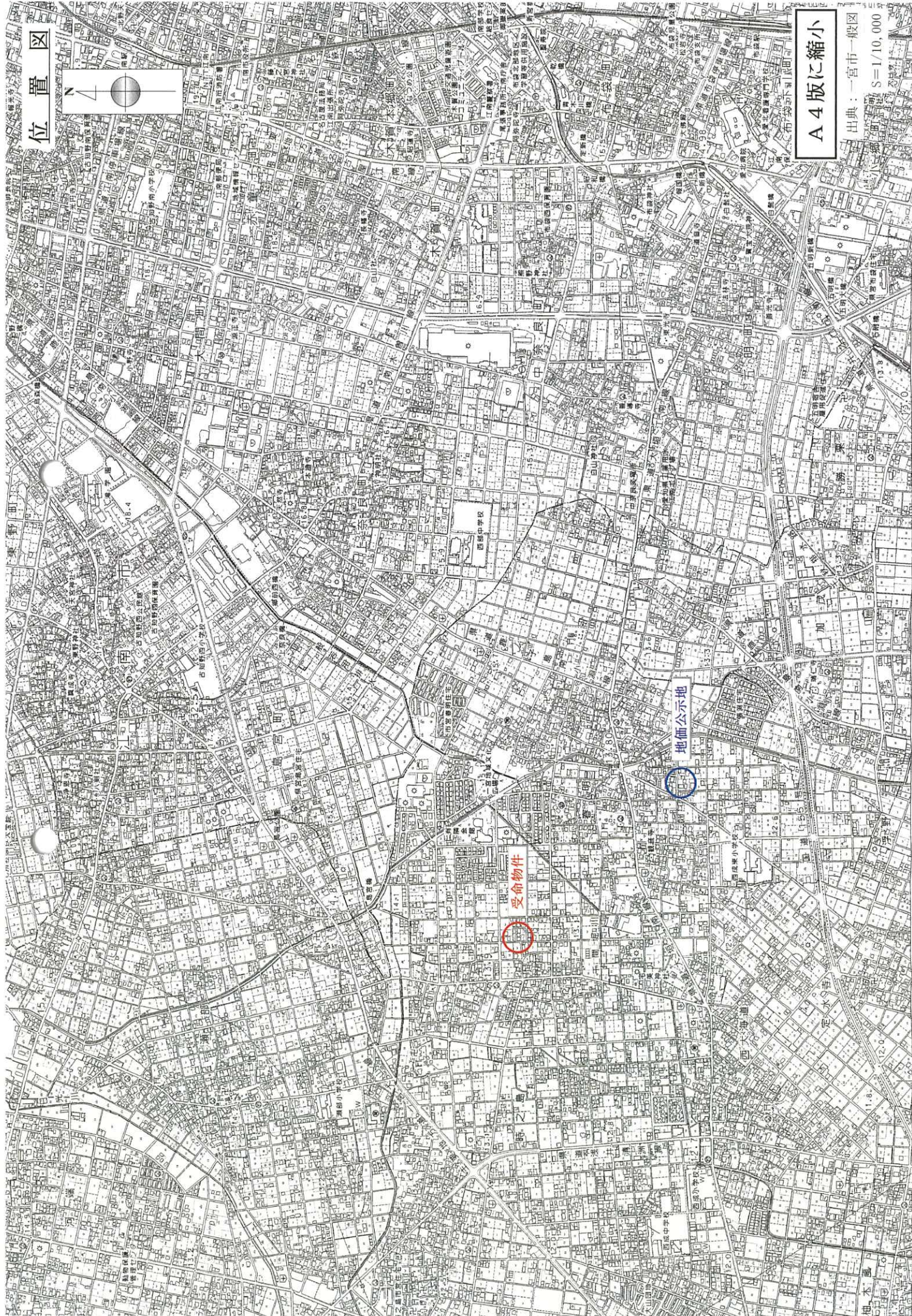
位置図

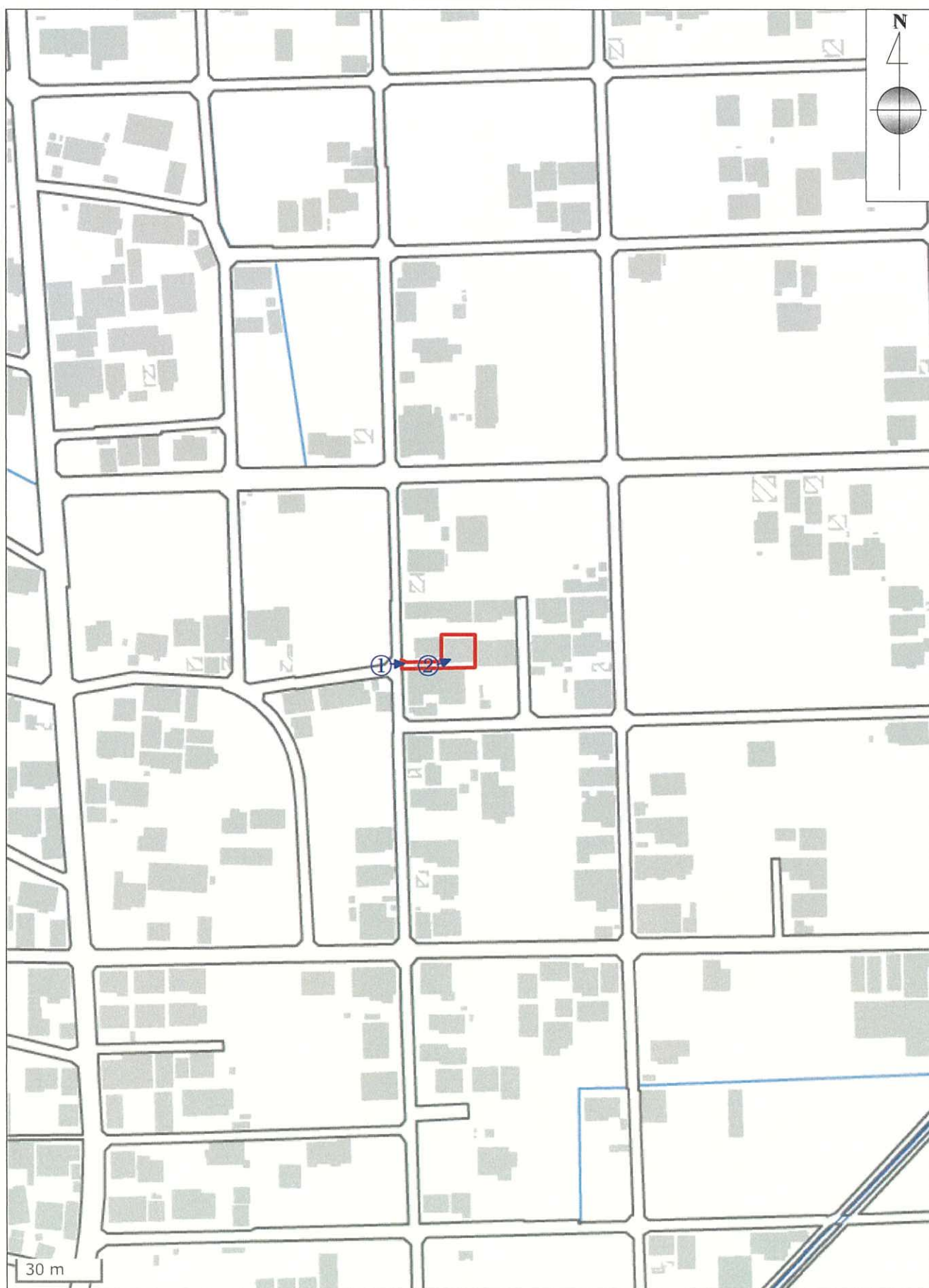


A 4 版に縮小

出典：一宮市一般図

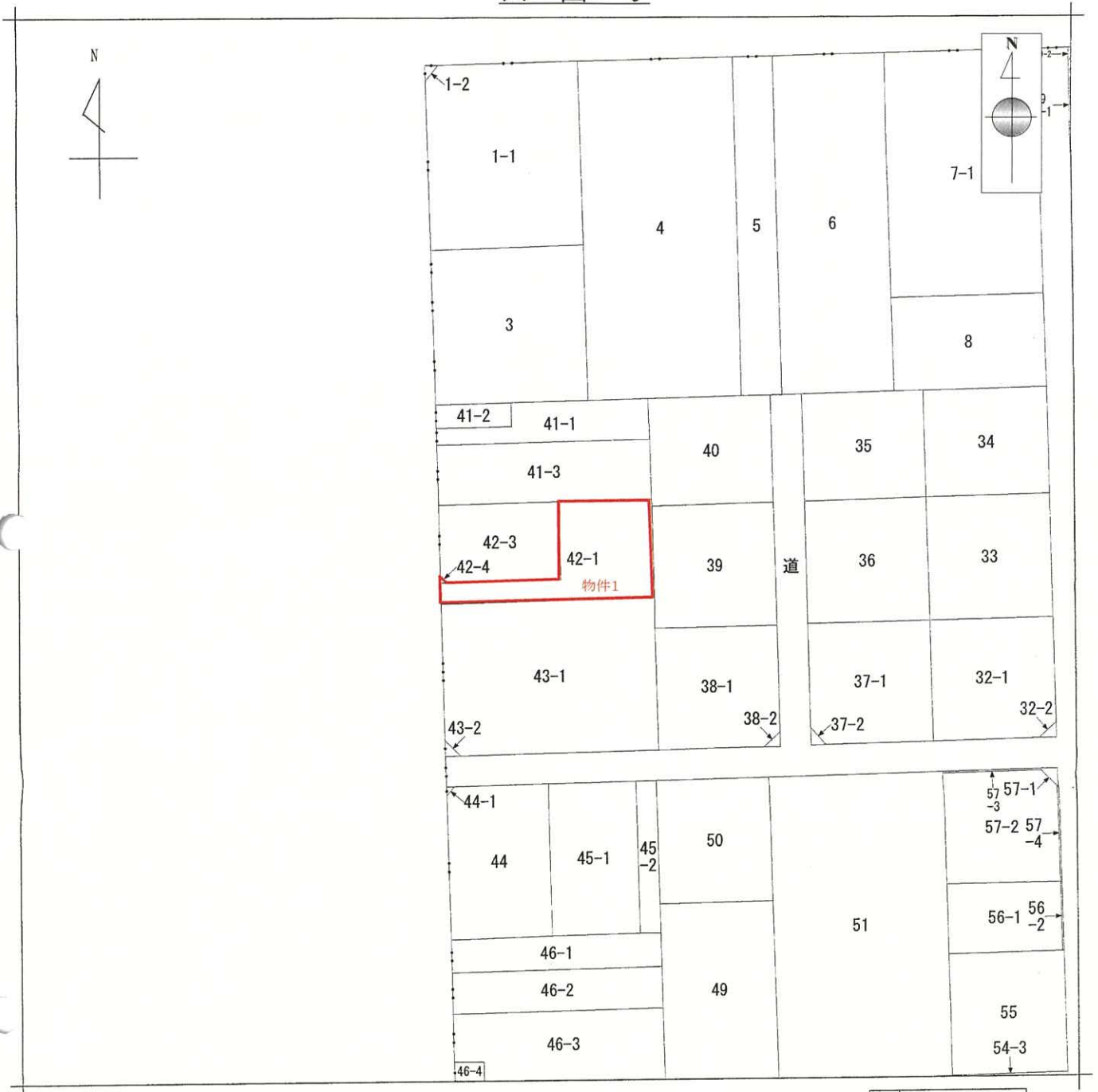
縮尺：S=1/10,000





←○ は写真撮影位置を示す

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
時之島
字西切野

請求部分	所在	一宮市時之島字西切野				地番	42番1			
出力尺	1/500	精度区分	乙二	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和45年4月25日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局一宮支局管轄)

令和7年3月11日

名古屋法務局

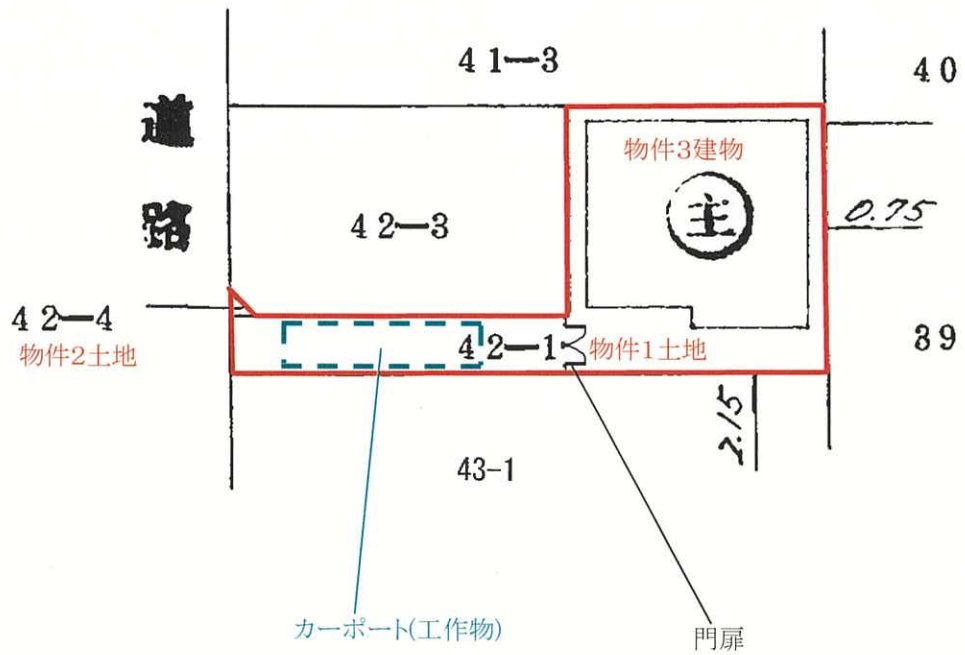
地図整理番号：M65626

登記官

(1/1)

A 4 版に縮小

配置図(概略)



登記年月日：平成2年10月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局一宮支店管轄)

令和7年3月11日

名古屋法務局

登記官

地図整理番号：M65627

A 4 版に縮小

建築物図面

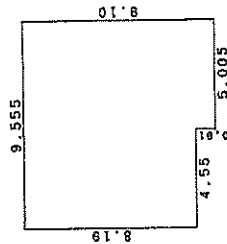
2210665 各階平面図

42番1

家屋番号

建築物の所在
一宮市大字時之島字西切野42番地1

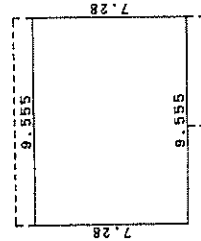
1階



求積表

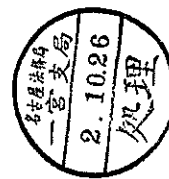
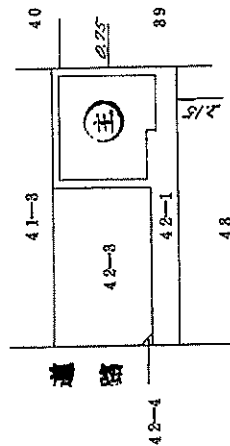
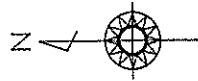
8.19	x	9.555	=	78.25545
0.91	x	5.005	=	4.55455
計				82.81000
床面積				82.81 m ²

2階



求積表

7.28	x	9.555	=	69.56040
床面積				69.56 m ²



単位：㎡

全頁等出

作製者

縮尺

1/250

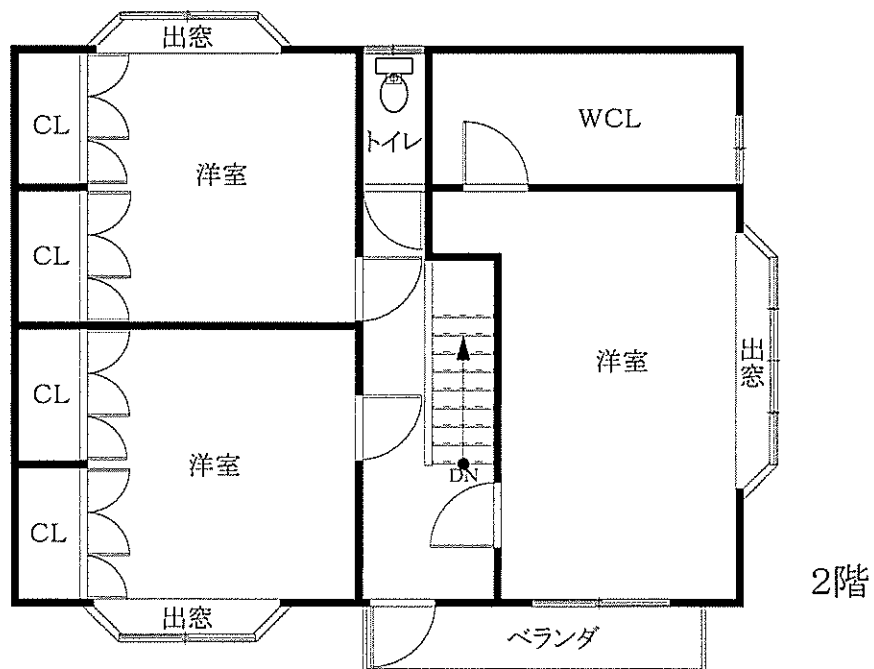
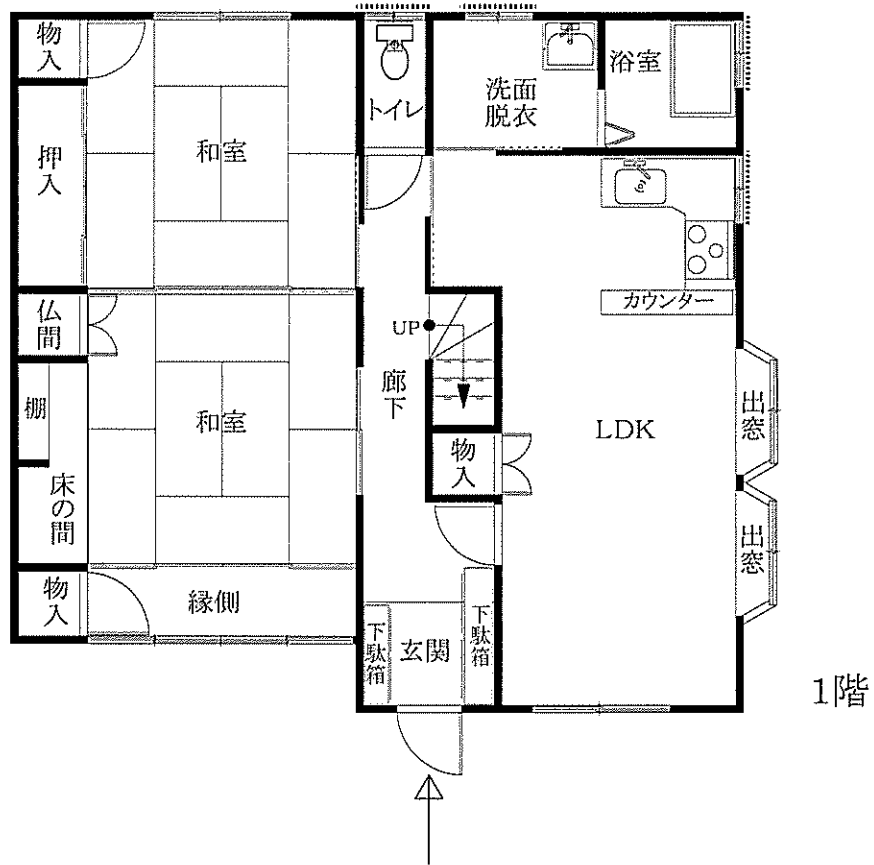
申請人

縮尺

1/500

(愛知県土地家屋調査士会用品)

間取図(概略)

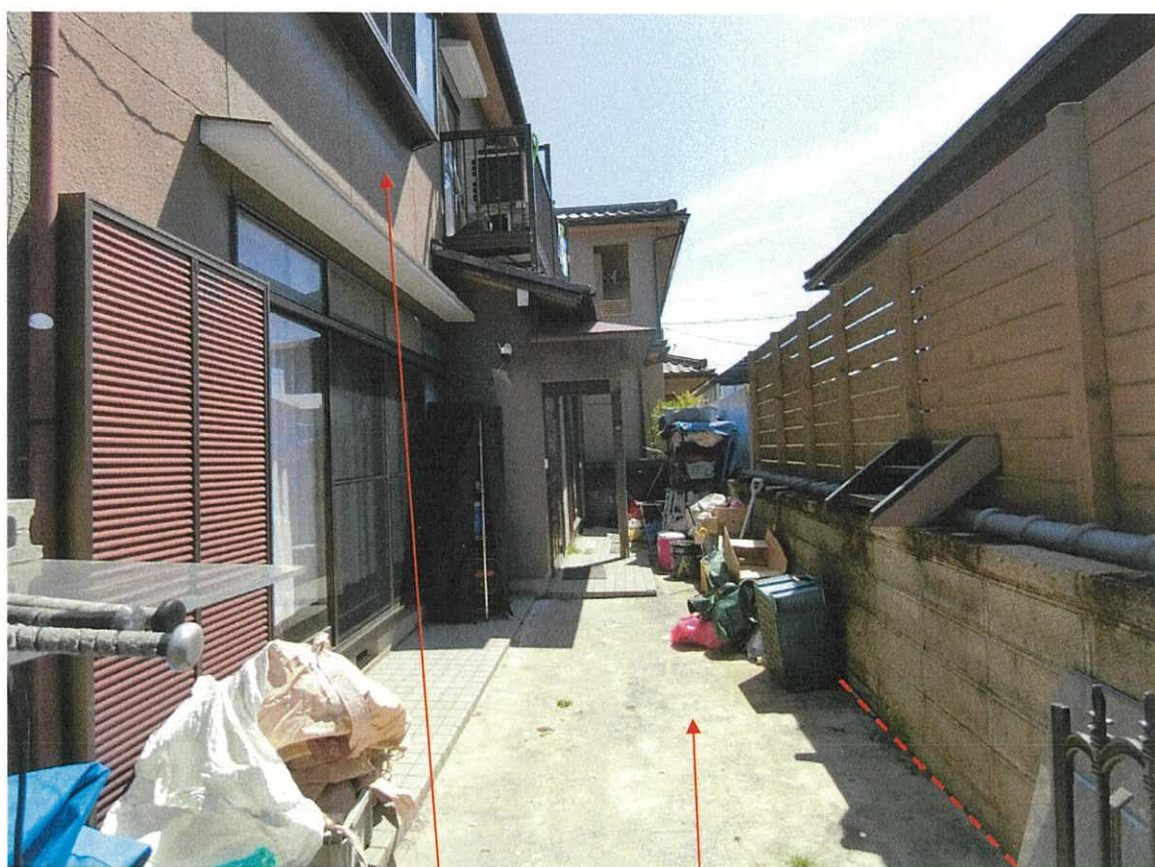


《 現況写真 》



物件2の土地 門扉 物件1の土地 カーポート(工作物)

①



物件3の建物 物件1の土地

②